

北海道における自作地主部落の展開構造 (二)

——空知郡栗沢村砺波部落の事例——

田 畑 保

- 一 はじめに——問題意識と接近視角——
- 二 対象地の概況
- 三 砺波部落における農業の展開と農民層の分解
 - (一) 畑作農業の形成・展開と地主・小作関係の形成
 - (二) 水田農業の展開と農民層分解の動向
- (以下本号)
- 四 自作地主型部落構造の形成
- 五 部落財政と部落諸活動
- 六 部落構造と地主・小作関係
 - (一) 小作料問題と部落構造
- 七 部落産業組合の展開
 - (一) 地主・小作関係の成文化
 - (二) 部落外地主に対する規制と保護
 - (三) 部落と産業組合
 - (四) 砺波産業組合の結成過程
 - (五) 主要事業の実態
 - (六) 全村産業組合への編成
- 八 部落構造の新展開
 - (一) 小作層の部落運営への組み入れ
 - (二) 農事実行組合組織の強化
- 九 結 び

四 自作地主型部落構造の形成

以上、農業の展開と農民層の動向の分析にやや紙数をさきすぎたきらいがあるが、ではこのような過程を基盤にして砺波部落はどのような展開をとげたであろうか。開拓以来の砺波部落の戦前における歴史的展開過程をみると

き、そこに大きくは二つの画期を指摘することができる。一つは、明治末期から大正初めにかけての時期であり、もう一つは昭和初期から昭和一〇年代初めにかけての時期である。前者は、入植者の分解、転出者の続出、新来者の多数転入等を通じて、いわば一つの危機に直面した移民団体が、部落内地主・小作関係の形成を基盤にして様々な部落内諸組織の結成、諸施設の造成、生活規範、部落秩序の形成等を通じて、自作・自作地主層を中心にした部落構造を形成していった時期である。そして後者は、そのようにして形成されていった部落構造が、昭和恐慌、連続冷害の過程を経て階層構成の一定の変化を基礎にしながら再編されていく時期である。部落の展開過程に関する以上のような画期を一応念頭においた上で、本節ではまず第一の画期の内容たる自作・自作地主層中心の部落構造の形成についてとりあげてみることにしたい。

前述のように畑作農業の展開の中で、特に日露戦争後の経済不況の影響をうけて入植者の分解が進み、転出者が続出する。代わって土地を買い受けて自作で入地する農家とともに多数の小作農家が転入した。新来の小作農家のほとんどが砺波地方の出身者で既入地者となんらかのつながりを有していたとはいえ、小作農家の増大は成員の流動性・不安定性を強めるものであった。加えて、生活面でも困難な開拓期の経済条件、生活事情によって余儀なくされた極度の耐乏生活が、開拓期の終了、一定の経済的余裕の発生とともに緩和され、それと同時に開拓当初の生活規律も弛緩していく。例えば、「賭博、飲酒等に耽ル者続出シ稍モスレバ己ガ業務ヲ忘ル、モノアリ」⁽¹⁾、「部落の会合、共同作業等による集合時間、約束もルーズなものがある」等、「明治四十年頃の部落の風紀は、目を覆うものがあつた」⁽²⁾。

このような事態は、自作経営を目的として団体入植し、開拓をすすめてきた砺波団体にとって、その当初の目的

を危くするものであり、いわば団体の危機でもあった。これに対し、新たな部落秩序、部落の生活規範の確立、それによる部落成員の訓化、更に組織的、物質的にそれを支える体制をつくり、部落および成員の安定化、定着をはかっていくことが要請されてくる。明治四〇年前後から大正初めにかけて、そのような要請の方向にそった動きが、砺波部落において集中的になされている。以下、それらをいくつかの側面からみていくことにしよう。

なお、参考までにこのような問題の全道的状況について補足しておこう。府県の部落秩序による束縛から解かれ、まだ新たな秩序に訓化されていない段階での、「植民地の弊風」については例えば次のように指摘されている。「本道住民の多くは新来の移住民なり。其の親戚故旧に訣れ墳墓を離れ、遠く数百里の異郷に在り。而して朝に南海の人に接し、夕に北越の士と談ず。彼の郷関を知るに由なく、我系譜を談ずるの要なし。是れ新開地の常態なり。故に薄志弱行の徒は忽ち廉恥の思想を失ひ、人格を墮落せしむるの弊害甚だ盛なり。歎ぜずんばあるべからず」(明治四二年、北海道移住民の招来並未開地の処分)。これに対する矯弊の手段として掲げられたのは、一、歴史的觀念の養成(神社仏閣の設立、部落財産の造成)、二、地方的団体の組織(産業組合の組織化、青年団の結成等)であった。

また同じく明治四二年、北海道庁よりの諮問「農家の土着心を養成し部落団結を鞏固ならしむる方法如何」に対し北海道農会は、その実行方法として次のような事項をあげていた。一、部落共有財産の造成、二、吉凶に対する申合規約の制定、三、青年会の組織、四、年二回以上の部落大集会の開催、五、各戸居宅周囲に果木、桑木その他樹木の植付け、六、購入販売生産組合の設立、七、休暇日を一定し、部落一同休業のこと、八、部落道路、橋梁の修繕は日を期して一同出働すること。⁽³⁾

以上のことは、北海道の農村においてまだ部落が未形成ないしは形成途上にあつたこと、そしてそうした状況に対し農民の土着心を養成し、部落秩序を確立していくことが、行政当局の側にあつても重要課題であつたことを示している。これに対し砺波部落では後述のようにここで提起されているほとんどの事項が実施され、その意味でまさに「模範的部落」を形成していく。そしてそれが可能であつたのは、団体入植で同郷性、同宗性が強かつたという事情や指導者の問題等とともに、前述したような階層的基盤を有していたからであつた。

まず第一は、「生活改善」、すなわち部落の「風紀の悪化」に対しての報徳思想を範とした生活規範の確立⁽⁴⁾、それによる成員の生活全般に対しての規制である。明治四二年、部落総会において次のような生活改善に関する諸事項が提案され、住民組合規則細則として決定され、各自が遵守すべき事項とされるにいたつた。⁽⁵⁾すなわち、時間に関する事項、冠婚葬祭に関する事項、建築その他の響応に関する事項、衣服に関する事項、見舞に関する事項、風紀の改善に関する事項、軍人入退宮に関する事項等で、部落の公的な部面に関連することはもち論、飲酒、衣服等の私的な生活面にまで及び、細部にわたる規制を加えていた。しかもそれは同時に、集会の遅刻者からの過怠金の徴収、違反者に対して、例えば、「評議員会ノ決議ヲ経テ部落協議費ヲ当該分限二三箇以上五箇以内ノ箇數ヲ増加ス」などというような罰則規定をも当然ともなつていたのである。そして青年会を動員しての賭博撲滅のための夜回り、あるいは「徳行者及精農者」の全員投票による選出・表彰、「不徳・不善行者」に対する訓戒等様々の方法が用いられてこれらの事項はかなり徹底された模様である。

第二は、神社仏閣、部落共同施設、部落有財産の造成である。神社仏閣、部落有財産の造成は、前述のように移

住者の定着化志向のバロメーターとして道庁当局も奨励した事項であった。砺波部落では神社・仏閣の設立は極めて早く、僧侶も団体に編入して明治二六年部落内に大谷派の説教所を開設し、また二七年、郷里の高瀬神社より分霊を奉遷して仮祠を建てるなど、同郷性、同宗性を基礎とする精神的一体感、安緒感の強化、結束の強化を入植当初からはかっていた。そしてこの期にいたって更に寺院本堂完成、寺号公称認可（明治三七年）、神社拝殿造営、無格社への社格の確定（同三九年）がなされ、開拓当初の仮小屋的な装いは一新されて本格的な体裁をととのえる。こうして定住意識、部落的一体感の強化がはかられ、新たな墳墓の地としての安定化がめざされる。

そのような方向で、更に部落基本財産、神社基本財産の造成がなされる。いわゆる村落共同体の物的基盤たる入会・共有地は、北海道の農村では植民区画選定にあたってそもそも考慮されなかったこともあり、出発当初より欠如していた。したがって後に道庁当局等によって「土着心養成、部落団結強化」のため奨励された部落有財産の造成は、たとえそれがなされたとしても、農業の生産過程、部落の共同生活に直接かわることのない、外在的なものであった。砺波部落でもこの期から各種寄附金、奨励金の積立て、村有地への植樹（立木の蓄積）など基本財産の造成が積極的にはられたが、しかしそれは「消費スルヲ得ス」とされ、前述のような性格を強くもつものであった。神社基本財産も同様に部落共有財産的性格をもつ。明治四四年、転出者の土地約五町歩が、部落内有力自作地主二名を名義人としての拓殖銀行からの借入金をもって、神社基本財産として購入された。以来神社は地主として小作料収入でもってその必要経費を調達する。

この外、倶楽部（部落会館）、葬具、消防施設等、部落内での生活に必要な共同的施設、用具もこれと前後してその整備がはかられていく。

第三は、部落の生産・生活基盤、環境づくりのための共同労働への動員である。この方面においても北海道は、府県のような古い過去からの共同労働の営々たる蓄積を欠く。河川の改修、橋梁架設、道路、用水路の開削、維持、補修は、文字通り初発から手がけられなければならないが、そしてそれらは、国、道、町村の負担でなされるべきものとしても、現実には部落が多くを負担し、担わなければならないが、部落のそのような負担力はまだ弱かった。この点で砺波部落の場合、先駆的であり、賦役労働への動員力も強固であった。明治三五年、砺波部落で冬期間の共同作業として砂利敷作業が初めて手がけられ、以来毎年継続され、これが他地区にも波及し、村内雪中共同作業の嚆矢とされている。⁽⁷⁾この外、橋梁の架設、木橋から土橋への掛替え、部落内を貫流する清真布川の治水、改修工事、浚渫、用水路の浚渫、草刈り、風防、保温のための各自耕地の四周・道路への共同植樹、その下草刈り等多岐にわたり、これらへの各戸ののべ年間出役日数もかなりに達している。

これら諸工事の実施計画の具体化、日程、人夫の割りふり、現場での指揮監督は部落役職層の主要な仕事のひとつであった。いまその一例についてみておこう。例えば明治四五年一月の評議員会(役員会)では、「九号道路砂利敷ノ件」として工事の日程、人夫出役の配分をつぎのように決めている。「日割 初日東、二日西、三日東、四日西、五日ヨリ両方一緒(西、東は部落内の組である)。地主ハ七〇杯 地主ノ内一〇線八号ノ六号ハ半額及鉄道ノ向ハ半額トス 小作ハ分限ニ依リテ定メ地主ノ六分以上七分迄トス 小作ニテ半戸分持ハ一戸分持ノ八割トス 小作ニテ一〇線及鉄道向ハ普通小作ノ半額トス 人夫出役ハ左ノ通りトス 地主六日 一〇線鉄道向ハ三日 小作三日半 一〇線鉄道向ハ二日」。⁽⁸⁾地主、小作、耕作規模、地域の差によってこのように出役日数等に差を設け、負担の一応の公平化をはかりながら共同作業への全戸の動員をはかろうとしているのである。

このような形を通じて砺波部落では、他地域に比しより多くの共同労働の部落内蓄積をはかってきた。以下のような規定は、前述の共同施設の造成やこのような共同労働の蓄積の結果による他地域との差を意識化したものとして考えられよう。「本組合内ニ於テ土地ヲ買収シ他ヨリ移住スル者ハ買収土地一反歩ニ付金五銭ノ割ヲ以テ組合、營造物共同使用料トシテ組合ヘ寄附スルモノトス」（砺波住民組合規約第二一条——傍点引用者）。

第四は、多様な部落内諸組織の編成である。この時期の前後に部落の内外においてつくられた組織にはおよそ次のようなものがあつた。消防組合（明治四〇年）、戸主会、婦人会、処女会（同四二年）、衛生組合、納税組合、貯金組合、土功組合（同四三年）、産業組合（大正二年）、桃山御陵参拝団貯金組合（同四年）、地主会（同五年）。ここには、組織する範囲も、対象も、目的も多様な様々の組織がふくまれている。住民組合という包括的な部落組織の他に、その補完ないしは下位組織はもち論、特定の目的を担う「機能的組織」が、全成員あるいは特定の階層、部分を対象にした形で分出、組織され、更には部落をこえ村規模の組織につらなるものも組織されている。とはいえ、それらの組織はいずれも部落と密接なつながりを有していた。後述のように地主会や産業組合のような組織においても部落との密接な関連なしには組織、運営されえなかつたし、部落をこえた「機能的組織」の場合においても、そのほとんどは部落を単位として組織され、部落をぬきにしては機能しえなかつた。他方また部落が、そのような形で種々の組織を積極的に分出せしめ、強弱はあれそれらを部落の中に包摂し、累積させながら部落の強化をはかっていったのである。

以上明治末期における砺波部落の展開過程についていくつかの側面からみてきたが、最後に部落運営の担い手層の問題について検討を行っておきたい。部落には部落長（部長）、評議員の役員の外、消防組合、産業組合、青年

第21表 部落評議員の階層構成

(単位：人)

明治44年時点部落内所有面積	3～5町	5	8～9	10	12.5	15
計	37	4	19	2	6	3

- 注 1. 明治39～大正14年の20年間に於ける評議員経験者37名について、これを第6表の資料に基づき、明治44年時点の部落内所有面積規模別に分けた。
2. 評議員は2年任期12名で、再任は妨げられていない。

会等各種組織の役員がいたが、部落運営の中枢を担っていたのは前者であり、後者もその主要部分は前者の役員によって兼ねられていた。そこで部落運営の担い手層の階層的品格を検討するために、部落長、評議員の階層構成についてみてみよう。明治四〇年から大正一二年までの長きにわたって部落長をつとめた本田栄三郎⁽⁹⁾は、五町歩経営の自作農であったが、彼を除いた明治三九年から大正一四年までの評議員経験者三七名について、所有面積規模別に整理してみたのが第二一表である。これによれば、三七名中、五町歩所有のものが過半の一九名、ついで一〇町歩以上所有のものが一二名で、五町未満のものはわずかに四名である。そして小作層からは一名も評議員が出ていない。部落運営の中枢を担う評議員は総て自作地主層、自作層によって占められ、小作層は完全にそこから排除されているというのが、ここでの階層的特徴である。

更に同じ三七名について入地年次別にみると、明治三〇年以前の入地と推定されるのが二七名で約四分の三を占め、三一年以後は一〇名、うち四一年以後はわずか一名にしかすぎない。評議員の大部分は開拓期の入植者でもあるわけである。そしてこれら二つのことは相互に関連する。したがって部落運営の担い手層は、開拓の成功者を中心とする自作層、自作地主層であり、これらの部分を担い手とする部落運営の体制が築かれていたのである。

以上を小括しておこう。日露戦争後、入植者の分解、転出者の続出、小作農家を中

心とする新来者の増大による構成員の変動、開拓期の生活規律の弛緩、「風紀の悪化」等による開拓者集団としての砺波団体の動揺に対し、報徳思想を範とする生活規範の確立、それによる成員の生活全般にわたる規制、部落共同諸施設の造成と共同労働への動員、蓄積による部落の生産・生活基盤の造成、住民組合を頂点とする重層的な部落内諸組織の編成等を通じての自作地主層、自作層を中心とする部落構造が形成されていく。部落運営の中枢を担ったのは、開拓の成功者を中心とする自作地主、自作層であると同時に、このような部落づくりの主たるねらいもそれらの層の安定化にあったとみられる。そしてこれに新来の小作層をも服せしめ、訓化していく、そのような構造のもとに砺波部落は昭和初期まで推移していくのである。

注(1) 『砺波団体史』、七頁。

(2) 『至誠一貫』、四五～四六頁。

(3) 以上、『新北海道史』第四卷、一一〇〇頁。

(4) 「二宮尊徳先生を模範人物とし、至誠・勤労・分度・推譲の四大綱を規矩として其の実行に努め云々」(『空知郡栗沢村砺波団体発達史』、一九頁)。

(5) 提案のきっかけは、明治四一年一〇月の「戊申詔書の渙発」にあったとされる。その意味ではここでみるような「生活改善」の運動も、明治末に展開された地方改良運動の一環をなすといえるかもしれない。しかし、ここでは、弛緩した部落秩序の建て直しではなく、新たにそれをつくりあげることを課題としていた。

(6) 砺波団体においては開拓初期に「部落内一般ノ行政事務及共同互助ノ方法ヲ樹」てるため砺波住民組合が組織され、住民組合が部落を構成するという形をとり、住民組合規約も制定されていた。そして前述の生活改善に関する諸事項も条文化され、住民組合規則細則としてこれに付加されたのである。もっともふつうなら部落の慣習に属すべきこのような事項が細則として成文化されることにはやや奇異な感じをうけるが、それは一面では、当時の部落の指導者が部落の運営においてそのような方法を好んで用いたということにもよっているが、他面では慣習の力をもってしては成員を部落の秩序に

服せしめえない、あるいはそのような慣習が未形成であるという新開地的な特質の反映であったといえよう。

- (7) 「……以来これら道路橋梁の維持修理は、村行政区において住民の共同作業として自発的に実施する慣例となり、その事業の主たる砂利敷工事は毎年冬期の農閑期を利用して幌向川、夕張川、加茂川より採取、運搬して融雪期に敷きならしを行った」(『栗沢町史』、七九九～八〇〇頁)。

- (8) 本田栄三郎『部落雑録』。

- (9) 彼は、砺波団体の団体長本田幸彦の弟で、明治末から大正・昭和にかけてこの部落の運営において指導的な役割を果たした。熱心な浄土真宗の信徒であるとともに、報徳思想にも親しみ、部落づくりにおいてもそれを範としたようである。自作農たらしめ、小作へ転落させないために「経済的」、「制度的」施策を講ずることを部落づくりの課題とした。「信念」、「気骨」、「誠実」を信条としたとされているが、その強力な指導性が部落の秩序づくり、その維持に大きな役割を果たす反面、統制的気風も生んだようである。また彼は、村農会長・村産業組合長等の村の役職にもつき、特に産業組合に関しては北聯・酪聯の理事となり全道的にも指導的な役割を果たしている。ともあれ彼の個性とその強力な指導性が砺波部落の特質の形成に無視しえない影響を及ぼしているようである。

五 部落財政と部落諸活動

次に部落財政の側面から部落諸活動の様相を探るために、部落財政の検討を行うことにしよう。自作地主、自作層を主体としたまとまりのある部落であるだけに、部落財政も比較的きちんとした体裁をととのえており、大正末にはあらかじめ一応の予算がくまれるようになっており、昭和期には大項目と小項目に分けるなど費目もかなり整理されるようになってきている。第二二表は部落財政の経常費の部分の収支状況についていくつかの年次をとってその推移をみようとしたものである。時期によって費目にかなりの変化があるなどで、必ずしも各時期を通して統一した費目に整理できない部分が相当あるが、一応関連があると思われるところにまとめて第二二表のように整理

第22表 部落財政決算表

(単位:円,%)

				明治44年	大正5年	大正11年	昭和8年	昭和15年
収入	前年割	年度繰越	部落内外	1			4	12
	戸数	一部	部落	135 (90)	131 (60)	336 (79)	421 (61)	1,986 (68)
	補助寄道雑	一部	部落	12 (8)	18 (8)	48 (11)	50 (7)	72
入	路	補助	金	1		43 (10)	166 (24)	221 (8)
	雑	取	料		69 (32)		62 (9)	183 (6)
	その他	の	入					18
合 計				149(100)	218(100)	427(100)	703(100)	2,922(100)
支出	事業費	備消耗品費	費			60 (14)	14	64
	費	通信費	費	23 (17)	21 (9)	75 (18)	21	25
	電	議	費				1	2
支	位	長手	料	5 (4)	20 (9)	60 (14)	42 (6)	98
	小	計	当	28 (20)	41 (18)	195 (46)	57 (8)	38
	計						89 (13)	100 (3)
事	土	木	費	26 (19)	35 (15)	5	50 (7)	15
	実	行	奨				26	36
	各	付	助			17 (4)	28	134 (5)
務	消	防	費	10	57 (25)	21 (5)		
	入	退	費	11	20 (9)	21 (5)	27	844 (29)
	精	農	者	7		10	14	30
費	彰	費	者					
	農	事	功	3		22 (5)		35
	所	補	勞					79
合 計				57 (41)	109 (48)	96 (23)	145 (21)	1,173 (40)
出	神	杜	費	1	19 (8)	2	53	21
	役	員	当	20 (14)	30 (13)	55 (13)	118 (17)	225 (8)
	寄	附	金			23 (5)	91 (13)	53
接	俱	待	費	20 (14)	9	3	9	31
	樂	部	料			15	21	38
	々	維	費			25 (6)	4	9
謝	々	敷	料			9	20	152 (5)
	々	地	費					804 (27)
	々	他	他					91
合 計				138(100)	226(100)	423(100)	685(100)	2,924(100)

- 注 1. 明治44～大正11年は本田栄三郎『部落雑録』, 昭和8年は『砺波団体史』, 昭和15年は部落資料による決算書より。
 2. 費目は時期によってかなり変化しているので, 一応昭和8年を参考にして整理した。
 3. 円未満は四捨五入した。
 4. 部落の帳簿では伍長手当が事務費に分類されているので, それに従った。
 5. 昭和15年については, 以前には別扱いになっているものもかなり入ってきて新しい費目がふえているので, それらを「その他」に一括したが, そのうち主なものを示せば以下の通り。

収入—その他	円	支出—その他	円
軍人歓迎会集金	248	部落慰安会費	79
2600年奉祝祭典集金	52	各種宴会	168
部落慰安会集金	51	2600年奉祝祭典費	197
実行組合聯合会積立金より	50	倶楽部改築費として蓄積	183
表彰積立金	22	基本金として蓄積	87
		基本金別途積立	170

してみた。

まず収入のところからみていこう。収入総額は明治四四年で一五〇円であり、これがその後次第に増加し、昭和八年には七〇〇円と約四・五倍に、更に昭和一五年は急増して約三千円にふくれている。もち論この間物価上昇がかなりあったわけであるが、これを例えば自作四〇五町歩経営の年間粗収入と比較してみれば、明治四〇年で四〇〇〇五〇〇円程度、昭和九年で約二千円程度であったから、部落財政のこれらに対する相対比は増大しており、したがって部落財政のウエイトが増加しているとみななければならない。昭和一五年の増加が特に著しいのは、表注にも記したように以前には別扱いになっていたものまで部落財政に一括されているせいもあるが、それらを除いてもなお大幅な増加である。

収入のうち、大正期までは総額の九〇割を占め、昭和期に入っても六〇七割を占めて最大の収入項目となっていたのは、各戸から徴収される戸数割である。この戸数割は、あらかじめ所有地面積および耕作地面積に応じて賦課基準としての箇数を各戸毎にきめ、年末にその年の支出した費用を整理し、万雑割の会議を行って箇数に応じて各戸からの徴収額をきめるしくみである。この各戸毎の箇数はおよそ次のような基準で定められている。

五町歩自作（所有十耕作） 一〇箇

五町歩地主（所有のみ） 七ヶ

五町歩小作（耕作のみ） 三ヶ

このような基準に基づき階層によって相当の差が設けられているしくみであるが、同時にこの基準によれば部落内に居住している家からだけでなく、部落外居住で部落内に土地を所有している部落外地主からも戸数割を徴収す

第 23 表 部落戸数割箇数別分布（昭和10年）（単位：戸、箇、%）

部落内外別 箇 数	部 落 内			部 落 外		
	賦課戸数	箇 数 計	同左割合	賦課戸数	箇 数 計	同左割合
1	10	10	(1)			
1.5 ~ 2.5	23	37	(5)	1	2.5	(1)
3 ~ 4.5	20	74	(10)	5	21	(9)
5 ~ 9	25	185	(24)	10	78.5	(33)
10 ~ 14	16	200	(26)	6	74	(31)
15 ~ 19	5	88	(11)	1	17	(7)
20 ~	8	179	(23)	2	44	(19)
計		773	(100)		237	(100)

注 1. 部落資料『昭和10年度砺波部落戸数割表』より。

2. 箇数については本文の説明参照。

ることになっている。ではこの箇数毎の分布はどのようなことになっているであろうか。昭和一〇年の場合についてみたのが第二三表である。最低一箇にたいし、最高二八・五箇である（なお部落外最高は二四箇）。どの層がどのような負担割合を占めているかという点で指摘しておかなければならないのは、五〜九箇層および一〇〜一四箇層が二〇箇以上層に劣らない負担割合を占めていることである。このことは、数的に多くを占めている自作中層が（自作小、小作中上層もふくめ）、部落財政の負担においても重要な部分を担い、これらの層の存在が自立的な部落財政を支える上で不可欠の役割を果たしていることを示すものであろう。部落外地主の負担の、部落内居住者のそれに対する割合も、大正期に比し昭和期にはかなり増加している。

大正期まではこの戸数割以外ほとんど目ぼしい収入項目は見あたらない。この頃までは部落費用のほとんどを戸数割によってまかっていた。ところが大正末期、とくに昭和期になってやや新しい収入項目がでてくる。その一つは道路使用料である。これは大正一二年頃から部落内道路用地の使用料として新たに徴収され、部落財政に組み入れられたが、これが年額百数十円にのぼり、昭和八年で収入総額の約四

分の一を占め、昭和一〇年頃までは部落財政の重要な収入源となっている。もう一つ注目されるのは、補助金等で、その多くは村役場、村農会、産業組合からのものと思われるが、そのことは後述の農事実行組合および部落と村の行政や産業組合とのかわりが深まり、その末端機関化していることの反映であろう。更に昭和一五年に他の項目のウエイトが増大しているのは、従来別扱いになっていた費目が部落財政の中にふくめられたことによる面と同時に、軍人歓送迎関係費の徴収等「時局」の反映のためでもある。

次に支出についてみてみよう。この支出の各項目は部落活動の諸側面を様々の形で反映したものである。支出のうちで一貫して大きな割合を占めているのが、伍長手当および役員手当の手当類で、合わせると各年とも全体のほぼ二・三割を占めている。事務費のうち、備品費、消耗費、通信費等はここに計上されているのは僅少で、会議費もその主たるものは新年宴会費や薪炭費である。倶楽部の維持補修、備品の装備等は小規模なものは経常費で、大きくないと臨時的徴収ないしは積立方式でなされている。入退営者の歓送迎は、個別に行うのを廃し、部落として一括して行うことにしているのが一つの特徴で、その費用も小額ながら毎年支出されているが、昭和一〇年代に入ると一転して膨大な額になっているのが注目される。また、消防の備品代、出初式酒代等も、部落の消防組合が村のそれに編入されるまで部落費から支出されており、部落内に火災の罹災者が発生したときなども部落から火事見舞が支出されることになっている。

道路、河川および橋梁等の工事は、前節でみたように部落の最大の事業の一つである。しかしここに計上されているのはどちらかといえば僅少な額である。ここに計上されているのは、材料費その他の事業費ではなく、工事の作業を終えた後の慰労の酒代がほとんどであったからである。むしろここではその背後にある無償の共同労働に出

第 24 表 砂利敷補助金収入支出決算報告

(大正10年度)

(単位：円)

収 入	前年度繰越金	92
	本年度砂利敷工事関係補助金	112
	本年度橋梁 (村役場より)	70
	(必成社より)	17
	合 計	291
支 出	火の見梯子建設費	122
	道路砂利敷諸費(鶴鳴・人夫)	27
	橋梁工事諸費	210
	合 計	360
差 引 不 足		69

注. 本田栄三郎『部落雑録』より.

役せしめる部落の役割をみることに重要であろう。実際の事業費の支出をとまうようなものは、村役場等からの補助金による場合が多い。それは部落財政とは別扱いにされているが、その一例として大正一〇年度の場合を第二四表に示しておいた。このような補助金は必ずしも恒常的なものではないから、その事業規模は年によって変動するだろうが、部落費に比較すればかなりの規模の額である。このような補助金が、酒代等の形の部落費の支出をとまないながら、部落機構を通じて無償の労働力を動員する誘因として機能していくのであろう。

この他、昭和期に入ってから新たに計上されている費目で目につくのは、実行組合奨励費や各付属組合補助費である。昭和期に入って農事実行組合が重視され、その活動が奨励される中で、部落費においても一定額が計上されるにいたっている。部落内の各種付属組合の活動に対しても部落から補助金が支出されるようになっていく。またこの表には示されていないが、季節託児所が昭和九年から部落内に設けられ、それにともない託児所費が四〇円新たに計上されているのも特筆される点である。このような形で部落財政にあらわれた昭和期に入ってからの特徴として、部落費の支出をとまうた形での部落活動、事業の拡大(もともとそれらは村の行政等に関連したものが多いのだが)ということが指摘できるであろう。また、部落費としてはここに計上されていないが、部落活動に直接関係して支出、徴収される部分(例えば後述の小作慰安会の経費等)がこの外

第 25 表 大正 9 年度神社基本財産収支状況

		円
収 入	前年貸そ	368.666
	年度米金	430.820
	繰上り	59.040
	越却利息他	275
	合 計	858.801
支 出	土功組合費・公課等必要経費	231.880
	空知神職会費	13.090
	神社器具買入れ	580
	明治神宮造営奉仕者旅費	31.080
	その他の	10.370
	合 計	287.000
	差 引	571.801

注. 資料は第24表に同じ.

にもあったこともつけ加えておこう。

最後に、部落財政とは一応別個であるが、神社基本財産の収支にもふれておきたい。前述のように明治四四年、土地四・九町歩を購入し、神社基本財産とした。これを小作地として小作農家に耕作せしめ、そこから徴収する小作料収入をもって、年々に必要な神社諸経費をまかなうとともに、土地購入のために部落内有力農家名義で拓銀から借り入れた借入金金の元利返済にあてた。そして大正七、八年頃にはその借入金金の返済はほぼ完済されたようである。いま大正九年度の神社基本財産の収支状況をみれば第二五表の通りである。これによれば、小作米の販売代金から土功組合費等の必要経費を差し引いた残額、いわば四・九町歩の小作地からの純収入は約二〇〇円にのぼっている。これは神社に必要な諸経費を大幅に上まわり、利子収入もふくめると年額二〇〇円以上の資金を蓄積していくことが可能な段階に達している。このことは、神社基本財産がいまや年々の神事を営むのに必要な費用を調達するという水準をはかるにこえるものになっていたことを示している。このような基本財産の蓄積を支えとして、昭和七年には工費一・二万円でもって富山県産の槻材で神殿を、杉材で幣殿を造営し、更に昭和十一年には無格社から村社へと昇格せしめることに成功している。

六 部落構造と地主・小作関係

部落と地主・小作関係のかかわりという面においても、北海道としてはやや特異であったが、砺波部落におけるその態様は極めて興味深い内容をふくんでいた。

(一) 小作料問題と部落構造

住民組合規則細則に大正七年四月に追加された規定に次のような条文がある。

第一六条 本組合区域内ノ小作料ハ毎年役員会ニ於テ之ヲ定ム但シ不可抗力ニ依リ小作料ノ減免ヲナス必要アル

トキハ組合員ノ要求ニ依リ本組合員二名以上実地ニ就キ調査シ其減免額ヲ定ムルモノトス

前項決定ニ対シテハ地主小作人共異議ヲ申立テサルコト

第一七条 前条調査ノ場合ハ小作人代表者ヨリ二名以上ノ立会ヲナサシムルモノトス

ここでは小作料額の決定およびその減免が部落機構を通じて決定、処理されるしくみとなっており、それがこのような形で規約として成文化されているのである。このようなことを部落の規約にもりこむこと自体が極めて特異であるともいえるのだが、ではこのようなしくみが一体どのような状況の中で、そしてどのような地主・小作関係の矛盾と部落との緊張関係のもとにつくりあげられていったのであろうか。部落長本田栄三郎による部落の協議事項等に関するメモ帳『部落雑録』から関連事項をひろってこの点についてたどってみることにしたい。

明治四五年、部落の土地の約五分の三にあたる三〇〇町歩が畑から水田に転換し、大正二年は大凶作で水稻作の

収穫はほとんど皆無であったが、大正三年より一定の収穫をあげていく。これにともない当然小作料も、畑小作料から水田小作料へ転換し、更に水稻作の安定、反収増大とともに水田小作料も引き上げがはかられていく。そしてこの水田小作料への転換、特にその引き上げをめぐって地主・小作関係の矛盾が拡大し、それが小作争議を発生させる誘因となる場合も他ではしばしばみられた。砺波部落の場合もこの水田小作料への転換、引き上げは、地主・小作関係の緊張をともない、そのような危険性をはらんだものであったといえる。それに対し部落はどのようにかわっていったであろうか。

大正三年四月、部落の評議員会で、「水田小作料ニ改ムル件」がとりあげられ、次のような決定がなされた。

畑地ノ一ノ二等地 玄米六斗以内

三ノ四等地 〳 五斗ノ五斗五升

五ノ六等地 〳 四斗ノ四斗五升

但シ一等地ニシテ反当四俵以上ノ収穫ヲ得ルモノト仮定ス。

この決定に関しては、この年はその後なんの記録もないから、これはそのまま受け入れられたようである。そして大正五年三月、栗沢村地主会砺波支部が設立された。以後小作料の問題は、地主側が協議して提起し、それに小作側が不満の場合、部落を通じてそれを出し、部落が仲介に立つという形が多くなっている。

同じ五年の秋、地主側は水田小作料の大幅引き上げを提起し、それをめぐって小作側とのやりとりが行われている。

大正五年一〇月二四日、砺波地主水田貸付ニ関シ本年度年貢米議定ノ件ニ付協議開催 本年度年貢米以下ノ通り

改ム

一等地 玄米八斗以内

二等地 〃 七斗〃

三等地 〃 六斗〃

四等地 〃 五斗〃

五等地 〃 四斗〃

このように大幅な引き上げ案に対しては、当然小作側からの抵抗があり、それはスムーズには決まっていない。その間のやりとりの具体的様子は分らないが、記録では結局次のようになってゐる。

一月二〇日、地主会ハ本年度年貢ノ件ニツキ協議ノ上決定シタ処、小作側ノ願ヒ出テ、ニ依リ再度協議ノ上左記ノ様ニス

一等地 七斗五升

二等地 六斗五升

三等地 五斗五升

四等地 四斗五升

大正六年の場合にも、小作料減免の問題をめぐつて同様のやりとりが行われた。一月一六日の地主会招請状には、「先般本年度小作料ノ件ニ付御協議ノ上発表ノ処、今般小作人側ヨリ減収ノ故ヲ以テ小作料減免ノ旨願出テラ、ル……」とある。そして一六日にひきつづき二二日にも地主会の集会を開き、次のように決めている。「小作料減

免願ノ件ニツイテハ本年度ハ先ノ決定通りトシテ、大正七年度ニ反当八斗トスベキヲ五升減ジ七斗五升トシ、大正八年度ヨリ八斗トスルコト。右決議ス」。この年の場合は、地主側の小作料引き上げ案に対する反対ではなく、小作側からの減免要求として出されている点が注目されるが、これに対し地主側は次年度からの引き上げを一年間留保することでもって結局押しきったのである。

因に地主側がここで実現しようとしていた小作料の水準についていえば、水田が熟田化し、水稻技術も定着、安定化した段階の水準としても、後述のように高水準であったと同時に、それがまだそういう段階にいたらないうちに早期にそのような水準への引き上げがはかられようとしていたことが指摘されなければならない。前掲第一図(前号)にも示したように、大正四、六年の平均反収は一石三斗であったから、さきの例では仮に二等地、六斗五升を平均的な水準としても、小作料率は五割となり、当時の北海道としては極めて高率の小作料であったのである。小作側がこれに不満を示し、抵抗したのも当然といえよう。

したがって、さきにみたような小作料問題をめぐる地主、小作間のやりとりは、その問題の本質からいって地主対小作の階級的対抗、分裂の契機を内包しており、ひいてはそれが部落の分裂、対立に導く可能性をはらんだものであったといえよう。そこで部落としては、それをそうさせないためのなんらかの調整措置、すなわち小作料の決定およびその減免が、地主と小作の直接的対抗を通してではなく、部落機構を通じてあくまで部落内的な形で処理されていくしくみをつくり維持することが必要となってくるのである。本節の最初に引用したように住民組合規則細則としてそれを細かく規定したのも、まさにそのような必要性に応じた措置であったということができよう。また、小作農家の慰労ということでもって、主に地主側の費用負担で「小作慰安会」を部落行事として毎年開くよう

第 26 表 砺波部落における水田
小作料（反当）の推移
(単位：斗)

	上	中	下
大正 3年	6.0	5.0	3.5
4	7.0	5.5	4.0
5	7.5	6.0	4.5
6	7.5	6.0	4.5
7	7.0	5.5	4.0
8	7.5	6.0	4.5
9	7.5	—	—
10	8.0	—	—
11	7.5	—	—
12	8.0	—	—
昭和 3	7.5	—	—
14	6.5	—	—

注. 大正 3～8 年は前掲『部落
雑録』より、大正 9 年以降は
部落資料による 1 等地の小作
料。

にしたのも、ちょうどこの頃からのことであった。

このように小作問題を部落機構を通じて処理していくしくみを明文化した後も、小作料額をめぐるやりとりはしばしば生じていた。例えば、大正七年秋、「去る二五日は近年稀有の大□□にて稲作の被害又少なからず誠に心痛……今朝小作側代表者より年貢米減免の嘆願有之……」。この頃から小作側も、小作委員ないしは小作側代表者という形でその代表者を選び、彼らを通じて小作側の要求を協議するという形がつくられていったようである（もつとも、それは小作層の階級的結集という性格をもつものではなく、前記の方向にそったいわば部落の委員という性格の方が強かったであろう）。例えば、大正一一年秋、「小作料減免ニ付左記代表者（略）出席セラレ、而シテ要求減免額左ノ通りトス 畑ノ部 昨年値上ケセラレタル反当金七五銭ノ外、更ニ反当五〇銭値下ケセラレタキコト水田ニ於テハ反当一斗ヲ引下ケセラレタキコト」。

以上のような経過を経て、水田小作料は第二六表のようにひきあげられていき、大正末には平年作で一等地反当八斗という水準に定着せしめられることになった。これは平年作で反収一石六斗を見込んだもので、小作料率は五割であった。小作料八斗、小作料率五割という水準は当時の北海道では最も高い水準に属するといつてよかつたが、特にこれを小作制大農場の水準と比較すると、その高さが際立っていた。例えば、砺波部落に隣接する小作制大農場の必成社にお

第 27 表 必成社農場水田小作料
(反当) (単位：斗)

	大正12年
1 等地	5.5
2	5.0
3	4.5
4	4.0
5	3.5
6	3.0

注 1. 北海道庁『北海道ニ於ケル農場経営ノ実例』より。

2. 大正4年頃からこの水準になった模様で、造田期の小作料は以下のとおりである。

大正元年造田分（畦立料反当 1 円80銭支給の条件）

	(甲)	(乙)	(丙)
初 年	2.5	2.0	1.5
2 年目	3.0	2.5	2.0
3 年目	4.5	3.5	2.5

大正2年造田分（畦立料支給しない条件）

	(甲)	(乙)	(丙)
初 年	1.0	0.7	0.4
2 年	2.5	2.0	1.5

ける小作料と比較してみると（第二七表）、一等地で砺波部落の方が反当二斗五升も高くなっていたのである。一般的に小作制大農場Ⅱ大地主に比して、中小地主の方が小作料は高かったのであるが、地主・小作関係の矛盾を激化、顕在化させずにこのような高水準にひ

きあげ、維持していったところに、小作料問題、地主・小作関係への部落のかかわりの役割が認められる。小作側からも年々引き上げ反対・減免の要求が出されながらも、それが部落の評議会等を通じて、地主会の意向を基準としながら調整・処理され、結局は小作側の不満も部落機構の中に吸収されていったからである。しかしながら、反当八斗という高額であるが故に生みださざるをえない矛盾、小作側の不満は、周辺地域での農民組合の組織化、小作争議の頻発という大正末、昭和初期の状況の中では、従来のような形では処理しきれなくなっていくであろう。昭和期に入ってから、そのような方向を見越してのいわば先取的対応がなされていくのである。

(二) 地主・小作関係の成文化

そのような動きは、地主・小作関係を成文化するとともに、地主・小作関係をより深く部落に機構的に組み込むという形で具体化されていった。

まず昭和三年「地主会規約」が制定され、それに基づいて地主と小作が各戸相互に「小作契約」を結ぶこととされた。

地主会規約は、五章、二九条からなり、小作料額やその納入条件、地主、小作の義務等地主・小作関係にかかわる問題について、地主会として整備し、統一しようとしたものであった。地主会は「砺波団体内ニ於テ水田ヲ所有スル者ヲ以テ組織スル」とされ、部落外地主もふくむものとされる一方、地主会の役員は、会長、副会長、評議員、小作人代表をもって構成され、会長、副会長、評議員には部落の役員がそのままあてられるものとされ、ここからは部落外地主は排除されている。ここで面白いのは、本来地主会の構成員でないはずの小作人代表が、地主会の役員を構成する形になっていることである。これは規約条文上明らかな矛盾であったが、その矛盾は地主会をこのように部落の中に機構的に組みこもうとしたところから生まれた矛盾であった。というのは、「地主会規約」制定の狙いが、地主会を部落の機構に重ねあわせてもって整備し、それによって小作層をもその体制に服せしめようとするものであったが、それには小作層に対する全く一方的な関係のみでは困難で、「地主会」という形では本来おちてしまう小作層からその代表をえらんでこれに組みこみ、矛盾を吸収する緩衝的部分を設けざるをえなかったからである。

小作料の減免については次のように規定されている。「不可抗力ニヨリ小作料ノ減免ヲナス必要アルトキハ地主、ノ要求ニヨリ、本会役員ハ実地ニ就キ審査シ其ノ減免額ヲ定ムルモノトス審査ノ方法ハ坪刈ヲ以テ原則トス 但シ本会ノ審査ニ対シテハ地主小作共ニ異議ヲ申立ツルコトヲ得ズ」

もう一つ注目しておきたいのは、小作人の義務規定、禁止条項がかなり細かく述べられていたことである。それ

らのうち主なものをいくつか摘記しておく、義務規定として、部落および土功組合幹支線に関する夫役賦課の負担、春秋二回の排水掃除、稗抜き履行等が掲げられ、部落等の夫役義務および耕地の保全の義務が小作人の義務として明示されていた。また地主が契約を解除する条項として掲げられている規定の中に、「部落及土功組合其他ノ夫役公課ヲ滞納シタルモノ」等とともに、「不穩ナル結党ニ参加シ又ハ赤化宣伝ヲナスモノ」という規定がおりこまれていたが、これは当時隣村の栗山、長沼等で農民組合が組織され、小作争議が頻発していたその影響がこの部落にも浸透してくるのを恐れていたからであった。

「小作契約」は、それまでの口頭による土地賃貸契約を統一的様式に基づいて成文化するとともに、さきの「地主会規約」の規定を地主小作の個別的関係を通じて小作層に徹底化させようとするものであった。本来、地主小作間の個別的で任意の契約であるはずの土地賃貸契約を部落統一のこのような形でとりむすばせたところに、「小作人ハ部落住民組合及地主会ノ規約ハ絶対遵守スル義務アルモノトス」という規定などとともに、そこへの部落のかわりの特質が示されていた。

地主・小作関係の成文化に際して、畦畔代控除という名目で、各等級四〇五升の小作料の実質的引き下げも行われた。周辺の農民組合、小作争議からの影響の浸透をたちきり、「地主小作協調」を実現するためには、小作の義務、禁止規定の明確化、地主・小作関係の部落機構への包摂という措置だけでなく、高額小作料そのものへの不満の緩和、すなわち小作料の一定の引き下げがやはり必要だったのである。

以上によって与えられた方向は、地主会の協調会への改組、小作契約書の改訂によって一定の修正が加えられつつ更に徹底化させられる。村規模で協調会が設立されたこともあって、昭和七年、地主会を解散して新たに栗沢村

協調会砺波支部が結成された。改組によつて變化した主な点は、會員の対象に小作層が加えられたこと、それによつて役員構成にも一定の變化が生じたこと、小作条件、小作人の義務、禁止規定等についての直接的論及はなくなり、地主小作間の紛議の調停が主目的とされ、調停の手續が細かく述べられていること、等である。

會員の範圍については、「本区域内ニ土地ヲ所有スル地主及農業ニ従事スル小作人ハ絶対ニ會員タルノ義務アルモノトス」と義務加入であることが強調されている。役員は正副支部長、幹事に正副部落長、評議員がそのままあてられる外、協調委員として「貸地主中ヨリ二名、純自作者中ヨリ二名、小作者ヨリ二名」がそれぞれ選挙されることになっている。各階層から等分に協調委員を選出することによつて「協調」の実をあげようというものである。その外に顧問および相談役を置き、これも部落のそれをあてることになっている。

地主小作間の紛議の調停の手順は次のようになっている。すなわち、「地主小作間ニ於テ紛議ヲ生シタル場合ハ其ノ申告ノ何レタルヲ問ハズ第一回ハ顧問、相談役会ニ於テ審議調停ヲナシ相談役ニテ解決為シ能ハサル場合ハ之ヲ支部協調委員会ニ於テ審議調停ヲナス尚支部協調委員会ニ於テ解決不能ノ場合ハ栗沢村協調会へ移管ス」。ここでは部落役員、とくに顧問、相談役（これは部落の役員を永らく勤めてきたいわば部落の長老筋である）の調停者の役割が大きく浮かびあがっている。

「地主会規約」にみられたような条文上の矛盾を修正し、地主小作全員の義務加入制をとり、そのことによつて部落機構により適合的にくみこみながら、一方で地主、自作、小作各層から等分に委員を選出し、小作層に対しても平等的な位置づけのもとに調停機関を構成するとともに、他方で部落役員、とくに長老的な顧問、相談役の第三者的な調停者としての役割を強化するということでもって、部落内における地主小作間の紛議の調停を行い、協調体

制の確立をはかろうというのが協調会の狙いであつたといふことができる。

昭和九年、小作契約書の改訂がなされた。さきの小作契約が小作米の納入条件、小作人の義務、禁止規定に関する内容が主であつたのに対し、これは土地の明渡し、立退料あるいは小作料不納の場合の連帯保証等、紛議が生じた場合の処理方法に関する規定が細かくなされるようになってゐるのが最大の相違点である。⁽¹⁾その他、地主が契約期間内に他に売却しようとするとき、当該小作人に先買権を与えるという規定⁽²⁾、あるいは小作人の農事実行組合への加入義務の規定、小作米の産業組合農業倉庫への搬入等、この時期の新たな状況を反映した規定がおりこまれていたのも注目をひく点であつた。

(三) 部落外地主に対する規制と保護

部落と地主・小作関係とのかかわり方の特質を示すもう一つの側面は、部落外地主に対する規制の問題である。明治末期に土地の売却、転出が多発し、土地移動が激化したことは前述した。それら転出者によって売却された土地は、それを買ひ受ける層が部落内に形成されていたこともあり、結果的にはその多くが部落内農家か、あるいは部落に転入してきた農家によって買ひ受けられ、部落外地主に沢山の土地を集積されるという事態にはならなかつた。しかしもし仮にそのような事態となり、転出・転入が野放しとなつた場合、さきにみたような部落の構造そのものが危くされる危険性をはらむことになる。したがつてそのような事態になるのを防ぐために、部落外地主への土地流出、転出入に対し部落として一定の規制を加えようとすることは、ある意味では当然であつた。

「部内ニ於テ土地ヲ売買セントスル者ハ部落ヘ協議ノ上之ヲ決定スルコト」

「部内ニ於テ土地ヲ売買セントスル者ハ、部落外ヘ転売スル時ハ其地主ニシテ移住セサル者ニ土地ヲ売却セサルコト 若シ売却セントスル時ハ序メ部落ヘ通知スルコト」(以上大正二年四月の部落総会決議)

また、部落への転入および転出については、住民組合規則では次のように述べられている。「本組合内ニ居住セントスル者ハ組合長ニ申出テ組合長ノ承諾ヲ得ルモノトス 但シ退去移転ノ時モ亦同シ」。同様に土地を購入して転入するときは、反当五銭の「組合營造物共同使用料」を徴収することは前述した通りである。更にまた新来者が部落のきまりを遵守し、秩序に服するよう訓化することは、部落の秩序を維持する上で不可欠のことであったが、大正初め頃からの記録に「新移住者への注意」といった事項が何度かあらわれていた。

部落外地主への土地流出・転出入に対するこのような規制の一方で、部落は、部落外地主の土地所有を保護する役割を側面で担っていた。というのは、部落がこれまでみてきたように地主・小作関係にかかわり、その安定化をはかるうとしてきたことは、同時に部落外地主の保護にも通じる面をもっていたからである。砺波部落の場合、部落外地主といってもそのほとんどはかつては部落内居住者であって、当初から部落と全うかかわりのない地主は少なかった。そして彼らは、最大でも一五〇町歩クラスで規模が小さかったこともあり、独自に部落に管理人をおいているケースはなかったようである。ここでは、一方で部落外地主の恣意的支配は規制する代わり、部落そのものが部落外地主の共同管理人としての役割を果たしているのである。「君の方の部落の土地は年貢の取逃しがないから売らない」という一部落外地主の言は、そのような役割を担った部落に対する信頼感の表明であったということができる。

注(1) この時期には土地の立ち退きをめぐる紛議がしばしば問題化していたようである。例えば、昭和九年には契約期間満了

を理由として小作人に対する立ち退き要求が五件出されていた。うち二件が協議会による調停にかけられた。そのうちの一件について協議内容をみると、「地主Iハ小作人ニ対シ昨年限り退去ヲ命シタカ小作人Nハ移住スル個所ヲ発見セサルニ依リ之ニ対シ再三再四接渉ノ結果Nノ耕作地二町三反歩ノ処一町歩ヲ本年一ヶ年耕作セシメ来年ハ異議ナク立退ク事ヲ条件トシテ……」。このことは、契約期間満了時に立退き要求を拒否しきれない小作人の立場の弱さ、小作権が必ずしも安定していないことを示しているが、他面、小作層の流動性が大正期にはより激しかったのであり、この期に入つて立ち退き問題が紛議となるようになったことは、小作層の流動性がこの期に一定減じたこととともに、地主の一方的意思のみによつては立ち退かせえなくなつてゐたことをも示しているといえる。ともあれ、このような問題がこの期の小作問題の重要な一環をなすにいたつたのである。

他方、小作料減免問題も凶作が相つたこともあり、ひきつづきしばしば発生してゐたが、例えば昭和一〇年の場合についてみると、二割五分減を認めるかどうかで、地主側、小作側それぞれの協議、双方間の協議がくりひろげられたが、その過程の中で協議会の場合と同様に顧問、相談役の調停者的役割が強まつてゐたのも注目される点である。そしてこの部落の小作料は、昭和一四年の適正小作料の設定に際し、一等地で一斗減の六斗五升にひきさげられた。

(2) 實際に、昭和一〇年前後に部落外地主が土地を売却し、それを当該小作人が買い受けて自作化した例が数件みられた。

(3) 農村更生協会『北海道調査報告』(昭和一二年)、六二頁、農村更生協会主催の座談会での本田榮三郎の報告から。

七 部落産業組合の展開

(一) 部落と産業組合

前述のように砺波部落では早くも明治四三年に貯金組合が結成され、それを基盤にして大正二年に信用・購買・販売事業を一応の対象とした産業組合が結成されている。大正二年の農村産業組合の結成は、北海道としては比較的早期の方に属する。しかもここでは文字通りの部落産業組合として結成され、運営されていた。

ところで、北海道の産業組合は、第一次大戦までは全体として極めて未発達な状態にあったとともに、既設の産業組合は、組合員百人未満の小規模組合が支配的であった。したがってそれらは、部落的規模で組織されたものであるか、あるいは数部落連合、せいぜい鉄道駅等の小市街地と周辺農村部を包含した小地域規模のものであったと考えられる。これらの産業組合は、第一次大戦後いわゆる不振組合・解散組合が続出する中で、解散するか、あるいは合併ないしは対象地域を拡大していく。そして昭和期に入ってから産業組合拡充計画の展開の中で次第に全村規模の産業組合へと拡大され、他方で農事実行組合をその下部組織として包摂してゆき、こうして産業組合は北海道においても急拡張をとげていくことになる。

このような産業組合の展開過程をみたとき、部落と産業組合とのかかりという問題は、次の二つの局面において生じている。一つは、初期に部落的な産業組合として組織されていた段階での、いわば初期産業組合の組織基盤を明らかにする問題である。それは、部落が産業組合の組織化とどのようなかかわりをもつかという一般的問題であると同時に、部落の形成・展開と産業組合のそれとがどのような相互規定的な関連を有しているのかというすぐれて北海道的特質の究明の問題でもある。もう一つは、全村化された産業組合が、農事実行組合を下部組織として包摂しつつ急拡張していった段階での問題、すなわち、一方での農事実行組合の産業組合への加入・包摂が産業組合の発展に対してどのような役割を果たしたかということ、他方でのそのように産業組合の末端組織化しつつ、北海道の農村に広く網をひろげた農事実行組合が、形成の遅れていた部落のあり様にどのような影響を及ぼしたかということ、これら両者の相互関連の問題である。

このような問題を念頭において砺波部落における産業組合の形成・展開過程をみたとき、それは極めて興味ある

素材を提供している。というのは、前述のような階層基盤と部落の構造を基礎に文字通りの部落産業組合として結成、運営されてきており、部落産業組合の典型的姿をそこにみるからである。そこでここでは主に前者の問題に焦点をあてながら、砺波部落における産業組合と部落構造のかかわり、部落産業組合の具体的姿を明らかにすることに力点をおいていくことにしたい（後者の問題については簡単にふれるだけにとどめ、八節でより詳しくふれることにしたい）。

(二) 砺波産業組合の結成過程

産業組合が結成されるに先だって、その基盤を準備するような動きがいくつか存在した。一つは、数十名連帯しての拓銀からの資金借入れによる肥料の共同購入である（明治四二年）。前述のように当時いずれの畑作地帯においても重大問題化していた無肥料連作による地力減退に対する金肥投入の必要に対し、その肥料の購入資金調達のために、「自作農二〇名以上の連帯」による拓銀からの資金借入れが各所で行われていた。この共同購入の動きから、拓銀からの資金借入れの手続きの煩瑣さを解決するため購買組合の結成へと向かう事例は、当時しばしばみられた。砺波部落でもそれが産業組合結成の誘因の一つとなったことは同様である。もう一つは、部落内有志の申し合わせによる貯金組合の設立である（明治四三年）。これは部落住民に消費の節約と貯蓄心の養成をはかることを主なねらいとしたもので、「成績ハ頗ル良好ニシテ貯金総額五千円ニ達シ」とあるから貯金の吸収には一定の成果をあげている。⁽¹⁾ また販売面においても水田への転換前には主要作物であった燕麦については、農会系統を通じて軍用燕麦として陸軍糧秣廠へ共同納入する形をとっていた。

第 28 表 砺波産業組合の階層別加入状況

(単位：戸、人)

		明治44年時点の 部落内農家数	明治44年時点で の加入申込者	大正2年結成 時での参加者	大正4年末 の組合員
内土地所有面積規模別 明治44年時点での部落別	非農家	?	—	—	2
	無所有	36	—	1	5
	～1町	2	1	1	1
	1～2.5	2	—	—	—
	2.5～5	11	1	4	6
	5～7.5	31	12	15	21
	7.5～10	5	3	5	5
	10～15	9	6	9	9
	15～	2	2	1	2
計		98	25	36	51

このような動きを背景に、明治四三年、道農会主催の産業組合講習会を受講した本田栄三郎（当時部落長であり、かつ結成した産業組合の組合長）が、産業組合の必要性を強く認識し、四四年から各戸を説得してまわり、組織化に取り組むのである。ただここで本田が産業組合の必要性を強く認識し、その結成に取り組んだ動機が、次のようなものであったことは充分注目しておかなければならない。すなわち、「然レトモ前述ノ如ク地力減耗生産費ノ増加金融不便等ノ事情ハ往々ニシテ農民ノ土着心ヲ左右シ部落ノ誇リヲ危クセントスル徒輩出スルコトアリ、之レカ予防ト就テハ今茲ニ企画セル産業組合ノ如キハ忽チ其欠ヲ補フノ効アルニ止マラス更ニ精神的方面ヨリ其団結ヲ強固ナラシムルニ於テハ本事業ヲ措テ他ニ求ムヘカラス、之本部落カ組合ヲ希図セル主要ノ動機タラスンハアラサルナリ」。(2)。「農民ノ土着心」、「部落ノ誇リ」を危くするような経済的要因を取り除くとともに、「精神的方面ヨリノ団結」の強化をはかること、すなわち部落の強化と安定をはかることが、産業組合に強く期待されていたのである。

本田の熱心な勧誘にもかかわらず、組織化はそう容易ではなかったようである。「一昨年（明治四四年）ヨリ組合員募集ニ着手シタルモ

法律上ノ手續キ並ニ制規ノ事項ヲ誤解シテ加入者二五名ニ過ギズ⁽⁴⁾。そして大正二年、漸く三六名の加入者をえて「無限責任砺波信用購買販売組合」の設立にこぎつける。

では、このような設立初期の産業組合の設立、運営に参加したのは、部落のどのような階層であつたのだろうか。第二八表はこの点を検討するために、明治四四年時点での産業組合への加入申込者、大正二年の結成時点での加入者、加入者が部落の約半ばに達した大正四年時点での組合員について、明治四四年時点での部落内土地所有面積規模別に整理してみたものである。ここでの第一の特徴は、参加者のほとんど総てが自作地主層、自作層であつて、小作層については全くといってよいほど参加がみられないことである。しかもその傾向は、初期になればなるほど強い。すなわち七・五町以上所有の自作地主層についてみれば、一六戸中一一戸が明治四四年の最初の勧誘時点で加入を申し込んでおり、大正二年の設立時には一六戸全部が加入している。一方、数的には最も多い五・七・五町所有層についてみると、明治四四年時点での加入申込者は三分の一強にすぎず、結成時にやつと半ばの参加をえている。また五町以下層は、明治四四年時点での加入申込者は一戸にすぎず、半ばをこすのは設立後二年を経たからである。これに対し小作層はどうかといえば、設立時に例外的に一戸の参加があるだけである。小作層からの加入者が徐々にふえていくのは設立後しばらくたってからのことであつた。

小作層の参加が当初このように極めて少なかったのは、次のような事情も作用していたと思われる。すなわち、最初の定款に組合員の資格要件として「区域内ニ於テ三年以来一町歩以上ノ土地ヲ所有又ハ占有シテ」という条項があり、部落に転入してきて三年に満たないものの加入を排除していたからである。これは流動性の激しい小作層にとってには特に厳しい条項で、小作層の中には当時この要件を満たしえない部分も相当あつたと思われる。この条

第 29 表 砺波産業組合員および出資金の動向

	組合員数	出資口数	払出 込資 額	積立金
	人	口	円	円
大正 2年	37	42	210	85
3	41	46	446	348
4	51	56	746	677
5	60	65	1,113	1,032
6	66	71	1,530	1,352
7	74	79	2,016	1,676
8	73	78	2,527	1,977
9	73	78	3,044	3,016
10	83	88	3,355	3,833
11	85	90	3,638	4,632

注. 『栗沢産業組合設立十周年記念史』より.

項は大正三年に削除され、その後徐々に小作層からの参加もふえた模様で、次の第二九表にあるように大正七年には組合員は七〇名を上まわり、部落全戸の約四分の三を組織するまでになっている。

産業組合が部落的な産業組合として組織された砺波産業組合の場合にあっても、結成当初は小作層および下層の参加が極めて少なく、自作地主層および自作中上層に専ら依拠して組織されるという結果となっている。それは、産業組合に対する経済的利害の階層的差異とともに、一面ではやはり小作層と自作地主層および自作層との部落へのかかわり方の相違をも反映したものといえるであろう。産業組合の役員も、部落長であった本田栄三郎が組合長となったのをはじめ、他の理事および監事も部落の評議員として部落運営の中枢にいたメンバーであった。

(三) 主要事業の実態

次に設立後の実態についてふれると、設立後一、二年間の状態はといえば、組合長の自宅を事務所兼購買品の分配所にあて、その業務も組合長の家族が無報酬で担当するという、初期の産業組合にしばしばみられた姿と同じであった。当初は資金にも乏しく、第二九表にあるように一年目の払込出資金は四二口、二一〇円にすぎなかった。これでは組合員の資金借入れの希望にも応じようはなく、購買品の仕入れ資金をまかなうにも不足で、他村の個人からの借り入れによって

第30表 砺波産業組合の主要事業動向

			大正3年	4年	5年	6年
貯金(円)	受払	入戻		246 (51)	217 (57)	282 (62)
	残	高		0	0	6
			6 (2)	252 (51)	469 (57)	745 (62)
借入金(円)	受返	入却		1,400	2,500	0
	残	高		1,700	1,000	0
			300	0	1,500	1,500
貸付(円)	貸償	付還		2,436 (63)	2,855 (44)	2,554 (39)
	残	高		2,392 (65)	3,717 (60)	2,554 (39)
			788 (18)	832 (16)	0	0
販 売	燕 麦	数量(貫) 価 格		26,570 4,461	16,180 2,533	11,580 3,139
	玄 米	数量(石) 価 格			361 5,337	
	小 麦	数量(斤) 価 格				14,300 865
	合 計	(円)		4,461	7,890	4,004
購買(円)	産 業 用 品			945	1,224	2,352
	生 計 用 品			2,196	3,222	4,687
	計			3,141	4,446	7,039

- 注 1. 『空知郡栗沢村砺波団体発達史』より。
 2. () 内は貯金については人員、貸付けについては件数を示す。
 3. 大正2年、3年の事業内容については不明。

しのぐという状態であった。特に一年目の大正二年は全道的な大凶作にぶつかって産業組合の事業も不振で、それがある程度軌道にのるのは大正四年以後のことであった。

設立後の主要事業の基本動向は第三〇表に概括してあるが、これについてももう少し詳しくその実態をみておこう。

まず信用事業の動向についてみると、貯金は第三〇表にあるように大正四年から年に一定額の預け入れがあつて蓄積されていっているが——払い戻しは全くない——その残高は大正六年でもわずか七四五

第31表 砺波部落における機関別貯金および負債の状況

		大正4年12月		大正5年12月		同左割合 (%)
		人 員	金 額	人 員	金 額	
貯金	産業組合	51人	250円	55人	450円	7
	桃山御陵参拝貯金組合	54	340	54	735	11
	青年会	66	195	106	715	10
	郵便貯金		350	(未調査)		
	銀行預金	15	1,500	30	5,000	72
	計		2,635		6,900	100
負債	拓殖銀行	41		41	31,000	86
	産業組合	46		12	1,150	3
	その他貯金組合	30		12	1,450	4
	個人借入	50		29	2,500	7
	計				36,100	100

注. 本田栄三郎『部落雑録』より。

村役場からの勤儉貯蓄に関する調査に対する報告に基づく。

円にしかすぎない。これを他の機関の預貯金額と比較してみると第三一表の通りで、この当時には産業組合の貯金額は全体の一割にも満たず、青年会や桃山御陵参拝貯金組合の貯金にすらおよばなかった。部落内に蓄積されている余剰金の吸収機関としての産業組合の役割はまだ極めて小さかったのである。

一方、貸付けの方は、年々二、三千円の資金が貸付けと償還とで回転しているが、これにあてる資金は、貯金や出資金では到底足りないから、結局借入金に依存せざるをえない。この点で大正四年度に低利資金一五〇〇円の貸付けをうけたのは大きな意味をもった。自作地主、自作を主体にして構成された産業組合においてさえ、このように自立的な相互金融の体制を築くことは難しかったのである(ただ注目されるのは、貸付金はその年度内にほとんど償還されていることで、貸付けと償還との間でそれなりの相互金融的状态が実現されているといえようか)。なお、部落における借入先別の負債についてみると、この当時の負

債の八〇九割は拓殖銀行からのもので、水田造成と土地購入のための資金が主体と思われるが、四一戸に対し一戸平均七五〇円の負債となっており、非常に広範にしかも多額な資金が拓銀から借り入れられていたことがわかる。これに対し産業組合は全体のわずか三%を占めているにすぎず、個人借入れにもはるかに及ばない状況である。産業組合の信用事業は、このように極めて限られた範囲での小額資金の一時的な共同的借金機関としての役割しか担うことができなかったのである。

販売事業は、従来から陸軍糧秣廠への共同納入の形をとっていた燕麦の取り扱い以外はみるべきものがなく、大正期以後主要農産物となった米の販売も試みられたようであるが継続せず、「相場ノ変動甚敷ト取扱上専務係員ナキコト」等⁽⁵⁾のため、「販売事業ハスコブル困難ナリ」という状態であった。

これらに比較すれば、購買事業は堅実な発展をとげた方であった。前掲の第三〇表に示されているように生計用品の取り扱いを中心に購買高は比較的順調な伸びを示し、大正六年には七〇〇〇円に達していた。購買事業が砺波産業組合の主要事業であったといつてよい。購買方法についてみると、専任の職員はいなかったから、あらかじめ組合員からの注文を集約して仕入れてきて、毎月二回定まった日にそれらを事務所で各自に配するという方法をとっていた。そしてそれら購買品の仕入れ、搬送、帳簿整理等の業務は、組合長の家族のほとんど無償の労働に依存していた。それはまさに部落の共同店舗的な姿であった。

主要購買品の仕入れ先をみると、白米、酒、醤油、塩魚等の生計用品は主に札幌や小樽の製造元ないしは商人から仕入れていたが、肥料、筵、叭等の産業用品は栗沢村市街地の商人から仕入れていた。このことは、このような部落組合の場合には、必ずしも市街地の商人(米肥高)と対抗関係にあったわけではなく、むしろ直接の競争、対

第 32 表 砺波部落における肥料の共同購入取扱高

		米	糠	大豆粕	鯨 貫 粕	鰯 貫 粕	過 磷 酸	合 計
大正 7 年	数 量 価格(円)	181 ^貫 148	238 ^枚 397	510 ^貫 245	465 ^貫 188		1,825	2,803
大正 8 年	数 量 価格(円)	150 ^貫 217	4,550 ^貫 1,732	1,138 ^貫 1,097		3,577 ^貫 971		4,017
大正 9 年	数 量 人員(人) 価格(円)	118 ^貫 25 334	1,019 ^枚 73 5,410	613 ^貫 25 836	33 ^枚 30 733	651 ^叭 73 3,126		10,439

注. 資料は前表に同じ.

抗関係にあったのは、生計用品の取り扱いの面で部落内にあった雜貨商であったことを示している。そしてこれに対しては共同店舗的な部落組合でもある程度の優位性を發揮しえたのである（部落内にあった商店は一時産業組合によって駆逐される）。

当初ふるわなかつた肥料等の産業用品の取り扱いも、第三二表に示したように大正七年以後急速に増加し、大正九年には肥料のみで一万円をこえるまでに發展している。肥料の共同購買のこのような著しい伸張は、後述する全村産業組合の四種兼営Ⅱ購買部門の取り扱い、市街地商人への依存から脱却していく条件を準備していくものでもあった。

このように購買事業においては部落の共同店舗的な形で比較的堅実な事業展開がみられたものの、販売事業ではその機能をほとんど發揮しえず、信用事業も他機関に対するそのウエイトは極めて小さく、外部借入れに依存した短期資金の共同借金組合的な色彩が濃かつた。それらのことは、産業組合の事業基盤の未成熟ということとともに、部落産業組合の限界をも示すものであった。

なお、組合員の産業組合利用に関する注意事項として、

- 一、組合員ハ産業ニ必要ナル資金ヲ組合外ヨリ借入レザルコト
- 一、組合員ハ定款及總會ニ於テ決議シタル物品ヲ組合外ヨリ買入レセザルコト

ト

一、組合員ハ定款ニ規定セル品物ヲ組合ノ手ヲ經ズシテ販売セザルコト

等々のことを規定していたが、それは協同組合としての本来の自覚的な結合に基づく規制ではなく、国憲、神仏、祖先尊重、分度、推譲等をうたった「組合員の遵守事項」の考えと一体化したところの、いわば部落的規制を事業運営の中にも取り入れようとしたものとみるべきであろう。

(四) 全村産業組合への編成

このように部落産業組合として、部落構造との強いかかわりのもとに成立・展開していったこの産業組合も、産業組合としての本来の事業展開という面からみれば、その限界は明らかであり、それは一定段階にいたって全村的な産業組合の方向へと転回する。それについて細かくたちいる余裕はないので要点のみ簡単にふれておこう。

栗沢村における全村的な産業組合の形成・展開は二つの段階を経て進行する。第一の段階では、農業倉庫法に基づく農業倉庫を建設し、そこへの生産物の寄託とそれを担保とする低利融資を行うことを狙いとして、砺波産業組合をはじめとする既設の四つの部落産業組合を糾合し、それら既設組合から信用・販売部門をひきつぎ、全村規模の栗沢信用販売組合を組織した（大正七年）。そしてその組織化の段階では、砺波部落が加入者、出資金等の面でも大きなウエイトを占め、主導的な役割を果たしている。しかし、そこでの事業の実態はいえ、当初の狙いであった販売と金融を結びつけた農業倉庫の事業も思うにまかせず、結局、農会系統からひきついだ軍用燕麦の納入が唯一の仕事という域を出ることができなかった。

第33表 栗沢村産業組合の主要事業の推移

	組合員数	払出 込資 額	貯金残高	貸付金 残高	購買額	販売額
	人	円	円	円	円	円
大正 7年	662	5,970	—	—		103,856
8	651	12,039	10,904	3,940		203,853
9	628	23,769	11,975	14,560		196,423
10	579	29,881	11,764	20,000		196,926
11	570	36,510	11,610	32,857		149,499
12	781	49,262	66,361	32,489	115,042	178,534
13	789	58,917	165,590	72,458	160,174	288,570
14	866	65,208	195,626	159,184	191,755	231,893
15	875	66,683	175,174	144,546	167,140	231,988
昭和 2	845	65,956	148,758	137,288	169,126	267,053
3	820	65,406	171,783	136,629	150,971	432,968
4	811	67,041	180,890	120,846	141,095	395,726
5	798	68,300	188,662	298,750	130,803	412,252
10	953	105,106	349,996	372,699	231,025	652,908
15	1,738	169,382	1,597,288	210,512	937,515	2,740,017

注. 『栗沢産業組合設立十周年記念史』(昭和3年), および栗沢村信用購買販売利用組合『創立25周年記念』(昭和17年)より。

第二の段階は、それまで市街地商人への気兼ねなどから躊躇していた購買部門にも着手して四種兼営を実現するとともに、それまでまだ購買事業を行って存続していた既設部落組合を解散、合併せしめ、文字通り全村化をはかった段階である(大正二二年)。この過程において市街地の商人からの猛烈な抵抗にぶつかるといって第一次の反産運動、第二次は統制経済への移行過程で、結局それをはねのけて競争にうち勝ち、北海道でも有数の「模範組合」へと発展していく。ここでは、部落の枠をこえることが、行政、村の援助をひき出すとともに、市街地の商人への対抗力を備えていく契機となるとともに、他方全村産業組合の事業・組織基盤を更に強化していくためには部落・農事実行組合を基礎とした結集が不可欠となり、やがてそれは産業組合拡充計画の実施過程で展開されていくことになる(以上、栗沢村産業組合の動向については第三三表参照)。

注(1) 『粟沢産業組合設立十周年記念史』、一九九頁。

(2) 大正二年四月、産業組合設立発起人本田栄三郎から粟沢村長宛の産業組合設立の由来動機等に関する調査報告書より。

(3) 皆が加入を躊躇した原因の一つとして札幌郡丘珠村での玉葱販売組合の失敗の経験があったらしい(丘珠村には砺波部落に土地する以前一時滞在していた人が多く、その後もつながりが深かった)。それに当時部落内に二軒の商店があり、高利貸しを行うものもいたようである。

(4) (2)に同じ。

(5) 『空知郡粟沢村砺波団体発達史』、二七頁。

八 部落構造の新展開

明治末にその基本構造の確立をみた自作地主、自作連合のこの部落は、その骨格は敗戦、農地改革まで維持しながらも、昭和恐慌から昭和一〇年代にかけて、小作層の部落運営への組み入れと農事実行組合組織の強化という二つの動きを軸として一定の変化を上げていく。昭和期以後の部落の展開については、五・七節で断片的にふれてきたが、ここではこのような二つの動きに焦点をあてながら、この部落構造の新展開についてみていくことにしたい。

(一) 小作層の部落運営への組み入れ

明治末に確立をみた自作地主、自作中心の部落機構のもとにおいては、小作層は部落運営の中枢から全く排除されていたが、昭和に入ってから部落役員の構成に一定の変化がみられ、小作層もその一部に加えられるようになってくる。部落史の年表に次のような記述がある。

昭和五年二月 小作者代表者を部落役員会構成員に加える。

昭和六年十一月 一人一役を建前として役員選挙を行う事を申合わす。

では、部落役員の構成をこのように変化させた要因、意図はなんであろうか。この点に関しては部落の記録からは明瞭な説明をえることができないが、それは三節および六節でみたような階層構成および地主・小作関係における一定の変化を反映した措置であったと考えられる。すなわち、地主会においてすら規約条文上の矛盾をあえて犯してまでも、小作層の代表者をその役員に加えねばならなかったとすれば、地主・小作関係に密接にかかわり、その安定化をはからんとする部落の場合についても同様であったと考えられるからである。部落のスムーズな運営のためには、ひいては地主・小作関係の安定化のためにも、部落運営から小作層が全く排除されている状態は適当でなくなってくる。現に、小作料減免等の問題が起きるたびに、小作層は小作層で集まってその意見を集約し、彼らの代表を通じて部落役員および地主側と折衝するということをくりかえしていたのである。いまや、小作層の代表も部落役員に加え、部落運営の一端を担わせる形をつくる必要になってきたのである。部落機構がそのようになれば、地主会を文字通り部落機構と一体化した協調会に改組することも比較的容易であったはずである。また、大正期に小作料引き上げに対して小作層の抵抗が生じた中で、部落行事として催されることになった「小作慰安会」を、昭和一〇年小作の名をはずし部落全戸を対象とする形にして「部落慰安会」とその名を改めたのも、このような方向での変化であったといえよう。

一人一役を建前として役員選挙を行うこととし、多数の係を設けてなるべく多数の者をそれにあてようとしたのも、一つの新たな変化であった。部落評議員、衛生組合、自衛会、親徳会の役員の外に、昭和に入ってから副業組合、禁酒会、協調会等で多数の役、係が新設され、とくに六つの農事実行組合の中には多くの係が設けられ、小作

層もふくめてほとんど各戸がなんらかの形でその係を割りあてられるようになった。大正期までは部落長を中心に比較的固定的なメンバーによる役員が専一的に運営にあたっていたのと比較すれば、それはかなり大きな変化であったといえよう。

しかしながら、このような変化にもかかわらず、枢要のポストは依然自作地主層、自作層が占め、それらの層の支配が根本においては貫かれる体制となっていたことも同時にみておかなければならない。例えば、昭和八年の部落役員の構成をみると、一二名の評議員のうち半分は確かに小作層から選出され、自衛会、衛生組合、親徳会、副業組合、協調会、農事実行組合等の役職の一部にも小作層が名を連ねている反面、評議員会とは別に常設委員会というのが新たに設けられ、部落運営ではここが重きをなすようになり、そのメンバーには部落長、書記長、農事実行組合長および各種組合の組合長の外、顧問、相談役があてられている。そしてそれらは自作地主層、自作層によって占められ、また六節の協調会の場合と同様に顧問、相談役といった部落長老が常設委員会のメンバーにも登場し、こうして全体として自作地主層、自作層が依然枢要の位置をおさえていたのである。

ともあれ、自作地主、自作中心の部落構造の大枠はまどくずれていないとはいえ、部落運営への小作層もふくめた全層的参加、動員は、部落構造の一定の変化を示すものとして重要であり、その階層的基盤は、小作中層の台頭等の階層構成の変化に求めることができる。

(三) 農事実行組合組織の強化

部落構造の変化を示すもう一つの重要点として農事実行組合の強化とその役割の増大をあげなければならない。

農事実行組合はもとは農会の農事指導を部落末端で担い、それを下部へ浸透せしめる機関としての位置づけを与えられた組織であった。それがこの期には産業組合の下部組織として経済事業の面にまで及ぶだけでなく、生活互助の面にまで及んでその役割、位置づけは大幅に拡大し、農事実行組合が部落の基礎集団となるにいたるのである。

道庁が内務部長通牒をもって農事実行組合を奨励したのは大正六年一二月のことであったが、砺波部落では早くも大正七年一月の部落総会で「農事改良実行組合設立ノ件」がとりあげられ、翌八年部落全戸をもって農事改良実行組合が組織されている。その後、大正一〇年「実行組合実行項目決定」、大正一二年「農事実行組合細則決定」、昭和三年「実行組合強化細則決定」というように、その活動の強化がそれなりにはかられてきたようであるが、農事実行組合がさきに述べたような方向で強化されていくのは、昭和四年、それまで部落一つにまとめられてきた農事実行組合が、六つに分割され、組織替えされて以後のことであった。この六つの農事実行組合によって砺波農事実行組合聯合会が組織され、これが部落そのものと重なりあつて部落機構の中枢に位置づけられる。更に各農事実行組合は法人組織として登記されるとともに、村産業組合にも加入し、それぞれ独自の活動を展開するにいたる。そしてこれらと前後して、生活改善等の諸活動が実行組合を単位として展開されることも多くなり、そのような中で農事実行組合が生活互助にまでかわる存在へと発展していく。そこで以下では、このような農事実行組合とその諸活動について農事改良Ⅱ生産面、産業組合Ⅱ経済面、生活互助面の各側面からもっと立ちいってみてみることにしよう。

1 農事改良

第34表 砺波農事実行組合聯合会における堆肥増産実績 (単位：貫)

		昭和3年	4年	5年	6年	7年	8年
総生産量		185,306	422,087	722,085	1,531,260	2,033,576	1,717,604
1戸当たり最高生産量		7,200	15,187	17,428	32,236	54,591	61,756
1戸当たり最低生産量		90	510	846	4,688	7,549	8,122
1戸当たり平均生産量		1,816	4,059	6,949	14,867	20,027	16,676
反当最高生産量		158	282	344	600	742	860
反当最低生産量		4	18	69	124	246	249
反当平均生産量		38	86	149	313	436	352
堆肥ヲ金肥ニ換算シタル金額(円)		5,337	12,156	20,796	44,100	58,567	49,467
購入肥料金額(円)		16,979	14,182	13,606	12,687	10,339	8,131
金肥反当金額(円)		3.514	3.303	3.280	2.626	2.140	1.683
家畜総	大家畜(頭)	142	148	153	167	166	170
頭数	鶏(羽)				1,667	2,493	3,157
審査戸数(戸)		102	104	103	103	103	103

- 注 1. 『砺波団体史』(昭和9年), 18~20頁より。
 2. 堆肥換算は試験場に依頼し分析したものに5カ年平均市価を乗じたもの。
 購入肥料金額も5カ年平均市価に各々乗じたもの。

砺波部落におけるこの部面での諸活動は、採種圃や肥料試験田の経営による優良品種の普及、耕種法の改善、作物病虫害防除、家畜飼養とくに養鶏の奨励による農業経営の改善と副業の奨励など多方面に及んでいたが、中でも特筆しておかなければならないのは農事実行組合を中心とする堆厩肥の増産と簿記記帳の運動である。

堆肥の増産運動は、地力維持増進と購入肥料代の低下をはかるため、堆肥の増産を奨励して展開された運動であるが、第三四表に示したように昭和四年から六年にかけての堆肥の増産は著しく、一戸平均で二万貫、反当平均三〇〇〜四〇〇貫で、しかも最低生産量の水準が大幅に底上げされるなど、文字通り全戸あげての堆肥増産運動となっていた。このような著しい進展を示した要因は、次のような方法によるところが大きかったと思われる。すなわち、堆肥の品評会は毎年行われていた。

第35表 簿記帳戸数

(単位：戸)

	農家戸数	使用帳簿別記帳戸数			通年記帳せるも 集計決算せざる者	同左完了 せるもの
		道農会	郡農会	部落所定ま たは個人		
昭和 6年	103	10	0	51	24	37
7	103	15	0	68	21	62
8	103	23	0	80	6	97
9	97	0	97	0	0	97
10	99	0	99	0	9	99

注. 砺波農事実行組合聯合会『帝国農会主催農家簿記優良記帳審査会出品調書』(昭和10年12月)より.

が、この品評会は農事実行組合単位のもの、個人単位のものとをあわせて行い、特に前者については六農事実行組合間で優劣を競い合わせ、そのため各組合においては各戸に対し「共同一致ノ精神ト組合ニ対スル責任觀念ヲ喚起」⁽¹⁾せしめ、各堆肥係が組内を巡視、督励するというやり方を取り、また個人の場合、特に小作人に対しては地主から補助金、奨励金を提供せしめるなどの手段もとられたのである。部落と地主小作という二系列を通ずる督励、その中で特に農事実行組合は相互の競争という形を通じて各組合員に組としての強制、相互督励を実現していく組織として機能したのである。

簿記帳運動も、昭和六年から農事実行組合としてとりくまれた。最初は二つに分け、簿記の記帳がある程度できる農家に対しては道農会発行の簿記を使用せしめ、他の農家に対しては部落内一篤農家の考案した簡単な簿記で記帳せしめ、こうして全戸が簿記記帳の経験を経たのち、九年から郡農会の農家簿記でもって文字通り全戸統一記帳せしめるにいたった(第三五表)。各実行組合に簿記係を数名設置し、講習会、品評会を開催し、実行組合毎にその成果を競い合うようにしたのは、堆肥増産運動の場合と同様である。実行組合毎に毎月一回集まって簿記記帳を点検しあい、年末には実行組合単位で一戸毎に巡回して集計整理をしあっている。

農事実行組合毎のこのような活動を通じて、農事実行組合を単位とする各戸の結集の頻度が多くなって組としての結合が強化されていくとともに、「組合ニ対スル責任觀念ノ喚起」、相互督励という形を通じて部落諸活動を各戸に徹底、促進せしめる独自の場を形成したのである。

なお、農事実行組合には直接関係しないが、副業奨励の一環としての養鶏の奨励において、雛の共同購入とともに、部落（副業組合）で育雛場を設け、共同育雛も行ったことをつけ加えておこう。

2 産業組合の利用

農事実行組合は、前述のように昭和八年に法人登記をし、産業組合に加入するが、その前に全戸が産業組合に加入していたから、それによって加入者がふえることはなかったが、農事実行組合が産業組合と農家各戸との間に介在することにより両者の結びつきは一層強化される。しかもそこの農事実行組合は、両者をつなぐ単に一般的なパイプではなかった。各農事実行組合内に信用、購買、販売、利用の各係が設けられ、実行組合内で各事業のとりまとめを行っていたが、ここでは農事実行組合の共同連帯という形において一種の部落的強制が働くことにより、農事実行組合は産業組合の利用率を高める上で大きな役割を果たしたのである。いま、それらの関係について部落史の記述より引用すれば次の通りである。

(イ) 資金の融通 組合員ニテ各種ノ副業ヲ企画シ或ハ農業経営ヲナスニ当リ……資金ノ融通ヲ希望スルモノ

ハ、組合員ノ信用程度、使用ノ目的等ヲ実行組合信用係之ヲ調査シ、実行組合共同責任ノ力ニ依リ其ノ資金ノ融通ヲ産業組合に依頼ス

(ロ) 共同販売

生産品ノ販売ハ産業組合ニ委託販売ヲナス様、実行組合販売係ハ之ヲ督励シ、他ニ売却セザ

ル、い、い、い、い、
様、注、意、ヲ、促、ス、

(イ) 共同購入 産業用品生計用品等ハ凡テ組合ヲ利用シ他、ヨ、リ、購、入、セ、ザ、ル、様、実、行、組、合、購、買、係、ハ、之、ヲ、奨、励、シ、又

物品ノ注文取纏其ノ他斡旋ハ購買係之ヲナス⁽³⁾(傍点引用者)

3 生活互助面

以上のような農事改良や産業組合利用の部面だけでなく、農家の社会生活の部面にまで、農事実行組合は次第にそのかわりあう領域をひろげていく。農事実行組合の農家の社会生活面、生活互助面とのかかわりの様相をいくつかの側面からみてみよう。

農事実行組合を単位とする葬式組の形成は、このようなかわりを示す代表例であろう。「葬儀ノ場合ハ必ス実行組合長ニ申告シ組合長ハ葬儀係長トシテ其ノ相談ニアツカリ……」⁽⁴⁾。その前は隣近所、親戚関係でもって葬儀がとり行われていたようであり(葬具は部落共同で装備)、実行組合が葬式組となるようになるのはこの頃からのことと推測される。婚礼にしても同様に次のように規定されている。「婚礼ノ場合ハ各農事実行組合長其ノ相談ニ預リ、規約ニ基キ分限ヲ考慮シ実行ニ努ムルコト」⁽³⁾。この引用例にも示されているように、昭和に入ってから展開された冠婚葬祭等での生活改善運動においても、その実行にあたってはやはり農事実行組合を通ずることが多かったのである。

また入営あるいは軍役に召集された農家に対し、部落では資産、労働人員、耕作反別に応じ、一〇〜一五〇人の規模で農作業の援助を行うことになっていたが、部落の指示に基づき出動人員の割当、その他斡旋を行うのも実行組合であった。

更にまた実行組合は同時に一つの講集団をも形成していた。砺波部落における講集団について分析された関氏によれば、砺波部落においては、部落全体による「砺波報恩講」、および各農家が部落内外の親族を招いて開く「在家報恩講」とならんで、実行組合による「砺波御講(回り御講)」が組織されていたという。⁽⁶⁾これが当初の単なる同志的な集まりから、実行組合を単位として開催されるものとして明確化されたのは昭和二三年とされているが、部落内一農家の日記には昭和一〇年代半ば頃から「砺波御講宿申す」という記述がでてきており、その体裁はともかくこの頃から実行組合が次第に信仰を契機としてむすびあう単位にもなってきたことがうかがえる。

もう一つ興味深い事例を補足しておこう。砺波第二農事実行組合の寄附金台帳によれば(昭和九・一二年)、産業組合からの利用部割戻し、役場からの納税組合奨励金などの外に、全快祝、土地購入祝、分家祝、初老内祝、納屋建築祝、農事手伝い謝礼等々の形で各戸から農事実行組合に寄附がなされている。このことは農事実行組合が、病氣全快や分家等の祝事等に際し各戸から寄附がよせられる存在であったこと、そのようなものとして農家各戸の生活とかかわりあう独自の存在となっていたことを側面から示しているものと考えられる。

一方、農事実行組合の機構をみると、農事改良関係の産業部、産業組合関係の経済部の外に社会部も設置されて家経儀礼、互助備荒、修養娯楽、衛生の各係が設けられるなど農事実行組合における機構と部落におけるそれとが、かなりの程度重なりあっていたという。そのことは、部落としての諸活動が実際には農事実行組合のそれとかなり重なりあっていること、というよりむしろ農事実行組合が部落の諸活動を各戸により徹底化させ、動員していく基礎集団としての性格を強めつつあったことを示すものであろう。現実にまた、さきの農家の日記をみても、昭和一〇年代に入ると、「組の集会」の頻度が増大して「部落の集会」の頻度よりも多くなる傾向にあり、各農家

が様々の機会においてむすびあう単位としての農事実行組合の位置が次第に大きくなっていくことがうかがわれる。以上みたように農事実行組合は部落機構の中において極めて重要な位置を占めるようになり、部落活動の基礎集団、部落結合の基礎単位としての性格を次第に強めていったのである。そして、小作中層の台頭化傾向等を階層的基盤とし地主・小作関係の矛盾の深化への先取りの対応としての小作層の部落運営への組み入れや農事実行組合のこのような展開は、従来の部落構造の根本的転換を意味するものではなかったにせよ、一つの新たな展開の局面を画するものであったということができよう。

△補足▽

砺波部落における家関係の特質もこの部落の特質を構成する重要な要因の一つである。この点についてはここでは十分にふれることはできないが、これまでみてきた部落の構造の特質について補足する形で簡単に述べておきたい。砺波部落の家関係の特質として第一にあげておかなければならないのは、部落内において親族関係の網の目が北海道では特異ともいえるほど極めて密に各戸にはりめぐらされていることである。その主な要因は、いうまでもなく通婚圏が狭いこと、部落内婚が非常に多いことにある。⁽⁸⁾一般に北海道の農村では通婚圏が相対的に広く、それが狭いといわれた団体移住の部落などでも代を経るにしたがって拡大する傾向にあったが、砺波部落では婚姻関係を結ぶにあたっては同宗性とともに同郷性がより重視されたといわれ、通婚圏の拡大はずっと後まで遅れた。だから部落内婚でない場合でもそのほとんどは同郷者との婚姻であった。そして他から砺波部落に入地する場合もそのようなつながりをつてとする場合が多かったのである。⁽⁹⁾

部落内におけるこのような親族関係のつながりは、部落への入地が古く、部落での居住年数が長い農家ほど深く密となろう。入地の古い農家の多くはまた自作地主、自作層でもあった。したがってそれらの層の農家が、部落内で分家、婚姻両方を通じて親族関係を結びあう核的存在ともなったのである。そして同宗性、同郷性を基礎とするこのような関係が、砺波部落の他に

対する閉鎖性と独自性を形成する。

次に問題となるのは、このような親族関係が地主・小作関係とどうつながり、農家各戸の生活・生産面においてどのような役割を有しているかである。これらの点については十分な検討を加えることはできないが、地主・小作関係についていえば、本分家間での土地貸借が数例みられ、また労働力の多寡を融通しあうような形での親族内での小面積の土地貸借は時々みられ、このような形での親族関係と土地貸借関係との部分的な重複状態はみられたが、しかし親族関係において地主・小作関係の主要部分が構成されていたわけではなかった。また生活・生産面でのつながりについては、さきに述べた「在家報恩講」の開催に象徴されるように生活面において親族関係のつながりは大きな位置を占めていたと考えられるが、しかしながら日常生活面や生産面での互助関係においては、次第に農事実行組合などの近隣・地縁関係の比重が大きくなってくる傾向がうかがわれる。それは信仰を契機とするつながりにおいても前述した実行組合を単位とする「砺波郷講」が新たに組織化されてくるような動きにも示されている。

注(1) 『砺波団体史』、一七頁。

(2) 「土地ノ改良又ハ堆肥場ノ設置及尿溜ノ新設等ニ対シテハ甲(地主)ハ所屬農事実行組合長ノ証明アルモノニ限り適当ノ補助ヲナスモノトス」(土地賃貸契約書—昭和九年—より)。

(3) 『砺波団体史』、三二頁。

(4) (5) 「砺波住民組合生活改善実行事項細則」より。

(6) 関孝敏「開拓部落の展開と村落構造」(『社会学評論』九六号)。

(7) なお、前掲関論文において、講組織を中心にした砺波部落における家関係が詳しく分析されている。

(8) 例えば、二つの実行組合区域の現存する農家についてみると、入地以来の家督相続者の婚姻は戦前までは部落内婚の比率が五割をこえている。

(9) 有島武郎『カインの末裔』に登場する仁右エ門の如きなんの縁故、つながりもまたない流民的小作農家の転入ではなく、このようなつながりを有した小作農家の転入であったからこそ、前述のような小作層の激しい流動にもかかわらず砺波部

落はその安定性を比較的維持できたのである。その意味では逆に部落がその安定性の維持のために転出入に対して選択的に対応したともいえよう。

九 結 び

最後に、以上においてみてきたことを、砺波部落の北海道農業村落としての特異性と一般性という点から要約整理し、あわせて戦後への展開方向にふれて、冗長にすぎたらしいのあるこの稿の結びとしたい。

部落内的な地主・小作関係、それを基礎とし自作地主、自作を中心に強固な部落結合を形成し保持した部落運営体制、部落構造、部落内共同施設・部落内諸組織の累積、そして同郷性、同宗性の強固な保持、通婚圏の狭さと部落内親族関係の深さ、部落の閉鎖性。砺波部落の特質として指摘される以上のような諸側面の多くは、実は北海道の一般的な農業村落としてはむしろ特異というべきで、この限りでは砺波部落は府県農村のイメージに近い面を多くもっているということができよう。

しかしながら、にもかかわらずこの部落にも北海道の農業村落に共通の側面を有し、それが次第に拡大しつつあったこともみておかなければならない。農家相互の関係および部落諸関係は、団体入植の砺波部落の場合においても、府県農村のそれをストレートにひきついだものではなく、断絶と継承両面のからみあいのもとに形成されたものであった。そして農民層、とくに小作層の激しい流動性は、部落および家にたえず不安定性をはらませ、それらのあり様に対しても様々の形で影響を及ぼし、それだけにまた自作地主層、自作層の安定性、固定性に対する要請を一層強いものにした。また、北海道の水田農業に共通の不安定性、砺波部落の水田農業の相対的大規模性の中で、

農家各戸の上昇下降の浮沈が「実力社会」的な面をともなつて小作層の一部にも上昇の機会を与えた。そして昭和恐慌期以後、小作中層の台頭化傾向を基礎としつつ、小作層の部落運営への組み込み、農事実行組合を核とする部落構造再編の動きが進行する。しかもその過程は、ここが「模範部落」、「模範農事実行組合」であつただけに道庁、村、産業組合系統の指導に対しても親和的であつた。行政、産業組合との親和的結びつきにおける農事実行組合を核とする農家の地縁的結合の形成、強化は、北海道の農村に共通の特徴でもあつた。

戦後、農地改革がこの部落においても実施され、地主・小作関係は解体されとともに自作中堅層が幅広く創出され、農村民主化の進展とともに農家相互のよりフラットな関係が形成されていく。そして世代の交替が進み、通婚圏の拡大も進む。このような戦後の新たな展開は、一面では前述のような砺波部落の特質の喪失、希薄化であるが、他面では昭和恐慌期以後の部落の新たな展開の中に芽ばえつつあつた方向がより本格化していくことでもあつた。そしてそのような方向の中に砺波部落においても、最初にふれた「農事組合」型村落への展開をみることでできると思ふのである。(完)